　令和３年４月以降に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定を受けようとする場合、前年度以前に当該加算を算定しているかどうかに関わらず、「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書（令和３年度）」の提出が必要となります。

令和３年度につきましては、令和３年３月１６日介護保険最新情報ｖｏｌ.９３５で示されたとおり、**職場環境等要件の見直しや特定処遇改善加算における平均賃金改善額の配分ルールの見直し、処遇改善加算Ⅳ・Ⅴの廃止（１年間の経過措置あり）**により届出様式が一部修正されました。それにより、令和３年４月または５月から算定しようとする場合の提出期限は**令和３年４月１５日（木）１７：１５**となります。期限後に提出された場合は、提出月の翌々月からの算定となりますのでご注意ください。

※加算の詳細については、[**介護保険最新情報ｖｏｌ.９３５**](https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/file/topics_210325_15.pdf)を確認してください。

※三重県の指定を受けている事業については、三重県に計画書を提出してください。

１　　提出期限　令和３年４月１５日（木）１７：１５（必着）

２　　提出先　　〒５１３－０８０１　鈴鹿市神戸一丁目１８番１８号

鈴鹿市役所西館３階　鈴鹿亀山地区広域連合　介護保険課　指導Ｇ

３　　提出部数　２部（１部は事業所控えとして返却します）

４　　届出様式

　　　➀[**体制等に関する届出書**](https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/file/topics_210325_16.xls)または[**体制等に関する届出書（総合事業用）**](https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/file/topics_210325_17.xls)

➁[**別紙様式２（介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書）**](https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/file/topics_210325_18.xlsx)

＜参考＞

[**別紙様式２（介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書）（記入例）**](https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/file/topics_210325_19.xlsx)

　　　➂[**別紙様式４（特別な事情に係る届出書）**](https://www.suzukakameyama-kouiki.jp/file/topics_210325_20.xlsx)

　　　※➀は該当する事業所の加算区分が前年度から変更になる場合及び新規に算定する場合に提出してください。

　　　※➂はやむを得ない事情等により賃金水準を引き下げる場合に提出してください。